

様式 5

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「第3次宗像市男女共同参画プラン（案）」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	第3次宗像市男女共同参画プラン（案）	
内容	平成28年度を始期とする「第2次宗像市男女共同参画プラン」の期間終了に伴い、社会情勢の変化等を踏まえ、さらに男女共同参画を推進するための計画を策定するもの。	
実施期間	令和2年11月24日（火）～令和2年12月23日（水）	
意見提出状況	2人	8件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「第3次宗像市男女共同参画プラン（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	市民協働環境部 男女共同参画推進課 推進係 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 TEL：36-0048 FAX：36-0320 メール：danjyo@city.munakata.fukuoka.jp	

様式 4

第3次宗像市男女共同参画プラン(案)に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
P.23	<p>基本目標2を見る限り、女性を雇用する場である市内事業所への啓発アプローチについては男女共同参画推進課か人権対策課しか選択肢がありません。(権利や制度の啓発)それよりも市内事業所と日頃から経営アドバイスや人材不足などの相談も受けている商工観光課や商工会ルートを通じて、雇用する側(経営者)に対して女性が活躍している事業所の事例紹介(パンフなど)を行い、事業所への具体的なメリットを伝えてはどうでしょうか?</p> <p>同様に、市民向けにも、市内事業所で働く(活躍)女性の姿を紹介することで、市内に存在している働く意思のある女性の掘り起こし、新規就労、女性採用事業所のPR、事業所の人材不足解消にも役立ち、女性の活躍機会の創出に寄与できるのではないのでしょうか?</p> <p>なお、P24にある事業8はすでに働いている人の支援策であり、事業9は女性の職域拡大の推進とされているものの、職場内における決定方針への参画やキャリア形成が主な内容のように感じますので、本意見で伝えたい内容とは別物であると認識しております。</p>	原案通り	<p>現在、市内の事業所に対しては、人権対策課が訪問や研修を通して男女共同参画を含めた人権啓発を行っています。来年度以降、男女共同参画推進課としても事業所訪問を行い、男女共同参画等に関する啓発を行いたいと考えています。</p> <p>事業所訪問を実施するにあたり、必要に応じて商工観光課や商工会等の関係団体と連携しながら啓発を実施することも想定していますが、啓発の担当課としては、男女共同参画推進課となるため、プランについては原案通りとします。</p> <p>市民啓発の事業実施に関しては、頂いたご意見も参考にしながら、活躍する女性の姿を紹介する事も含め、より効果的な女性の活躍に関する情報発信・啓発の方法を検討します。</p>
P.25	<p>女性起業家等の育成・支援事業について、ファビット宗像を活用して2022年までに女性創業者を3人とのことですが、就労よりもハードルが高い創業者数を公言されるのであれば、女性就労者数も目標値を示した方が良いのではないのでしょうか?市民感覚として起業したいと考える女性よりも働きたいと考えている女性の比率の方が多いいのではないのでしょうか?</p>	原案通り	<p>Fabbit 宗像活用による女性創業者数については、昨年8月に策定した「宗像市 SDGs未来都市計画」に基づく設定です。女性就労者数の目標設定についても検討しましたが、現状として、市内事業所等の就労状況に関する詳細な調査がなされておらず、目標値を設定することが難しいため、今回は目標設定を見送ります。</p>

箇所	意見	対応	回答
P.26	<p>就労に関する情報提供と就労・再就職・キャリアアップの支援事業について、「ひとり親家庭の支援策」として子ども家庭課が担当課(最初の窓口)になることは相談する人の立場で考えたときに相談しやすいと思います。</p> <p>その一方で、就労や再就職の情報提供の担当課が男女共同参画推進課となっていますが、商工観光課、水産振興課、生活支援課、ハローワークからの情報提供支援の方が働きたいと考えている女性の立場で考えたときに相談しやすいのではないのでしょうか？ (事業 12 の担当課が農業振興課であるように)</p>	原案通り	<p>現状として、男女共に就労や再就職について、商工観光課や水産振興課に相談が寄せられている状況はありません。女性の就労・再就職についての情報は、男女共同参画推進課から公共施設等への配架や女性支援相談等によって提供します。</p> <p>また、本プランは、市の事業についての方針を定めたものであるため、他機関であるハローワークの事業については、記載しません。</p>
基本理念	「女性活躍のまちむなかた」はひらがなが続いて読みづらい。宗像をむなかたにする意図は何か？特別になれば、宗像でいいのではないか。	一部修正	「むなかた」の表記については、子どもを含む多くの市民に、広く親しみが持てるよう、ひらがなにしています。ご意見の通り、ひらがながつづいて読みづらさがあるため、「女性活躍のまち むなかた」と修正します。
P.15	2働く場における女性の活躍推進、基本施策(2)「女性の能力と意欲に応じた就労の推進」能力と意欲をどう測るのか？能力と意欲に応じたは不要では？「女性の就労の促進」としてほしい。	原案通り	女性が自らの意志により、その個性と能力を発揮することは、女性活躍推進法の基本原則となっています。就労を希望する、あるいは起業を希望する女性に対し、それぞれ必要な施策を行うため、「能力と意欲に応じた」としていますので、原案通りとします。
P.15	3ワークライフバランスの推進、事業所に対する取り組みが必要では？市の事業の入札の際に、女性の登用状況、男女の育児休業取得状況の記入欄などを設ける。入札時の評価に直接結びつけることが難しいとしても、誘導にはなるのでは。	一部修正	<p>P30、事業番号 13 の事業概要(男女共同参画推進課)の「市民に対して」を「市民や事業所に対して」に修正します。事業所に対する具体的な取り組みは年次計画で事業目標を設定します。</p> <p>また、入札に参加する事業所へは、P23、事業番号6に記載した通り、市の入札参加資格登録申請時の男女共同参画に関する調査の実施を検討していきます</p>
P.19	男女共同参画推進本部の構成がわからない。	一部修正	男女共同参画推進本部は、P58 資料編「宗像市男女共同参画推進本部設置要綱」第3条に規定されているとおり、庁議の構成員で組織しています。庁議の構成員は、市長、副市長、教育長、部長、担当部長、監査委員事務局長、議会事務局長及び会計管理者です。P.19 に、「男女共同参画推進本部」の構成を記載します。

箇所	意見	対応	回答
全般	<p>事業内容をもっと具体的に 細かな内容は 1 年ごとの年次計画を作るのか？具体的な内容としては、例えば</p> <p>コミュニティや自治会に女性役員を増やすには</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員経験者の会をつくり、現役の役員との意見交換の場をつくる。このことは、男女共同推進部会への足掛かりにもなると思う。 ・コミュニティの会議に、必要な場合、託児を設ける。 	原案通り	<p>具体的な事業内容は、毎年度、目標設定も含めて決定します。社会の変化に柔軟に対応した事業の実施となるよう、プランでは事業の概要を記載しています。頂いたご意見も参考にしながら、今後の年次計画を検討していきます</p>